

中小企業が環境問題に取り組む 意義とその対応について

2022年7月8日
中小企業法律支援センターSDG s P T 委員
弁護士 馬場宏平

主な項目

SDG s と環境問題について

中小企業が環境問題に取り組む意義について

(どのような取組みをすればよいのか、どのようなメリットがあるのか)

地方創生SDG s 登録・認証等制度について

(川崎市を例に)

中小企業における具体的な環境対応の例、SDG s 、関連法規等との関わりについて

ーチェックリストを中心にー

SDG s と環境問題

- SDG s : 持続可能な開発目標 (2015年国連加盟国の全会一致で採択)
 - ここでいう「持続可能な開発」は「経済成長」「環境資源の維持」「社会の発展」を現世代だけでなく、将来世代でも実現できることを目指している。
 - 17の目標と169のターゲット
 - 環境分野だと、気候変動(目標13)、海洋プラスチックごみ問題(目標14)など。特に、気候変動は、現在「気候危機」とも言われるほど、危機的状況にある。
 - これらの環境問題への対策は、現世代だけでなく、将来世代のためにも取り組むべき課題。
 - 基本的な考え方
- バックカスティング 取組可能なことからどんどん行う 参考:レジ袋の有料化

令和3年版環境・循環型社会・生物多様性白書

<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r03/html/hj21010201.html>

■ 気候変動をはじめとする様々な問題に対処するため、

- ① 脱炭素社会
- ② 循環経済（サーキュラーエコノミー）
- ③ 分散型社会

への3つの移行を求めている。

<その他参考>

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（2020年12月25日、経済産業省が策定）

「経済と環境の好循環」

気候変動は人権問題

- 世界では、気候変動訴訟が起きている。
- 石油大手ロイヤル・ダッチ・シェルがオランダの地方裁判所からCO2の大幅削減を命じられた。気候変動を人権問題として削減義務を認めた判決となり、衝撃を与えた。

脱炭素社会への移行に伴い、企業における様々な影響

- アップルは、2030年までにサプライチェーンの100%でカーボンニュートラルを達成を約束。
- 日本企業でも、日立製作所などでサプライチェーン全体で脱炭素を求めていくこととなった。
- サプライチェーン排出量：事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を指す=Scope1排出量+Scope 2 排出量+Scope 3 排出量

→スコープ3（サプライチェーン）まで排出量の算出で考慮されるため、中小企業も無視できない（リスクでもあり、ビジネスチャンスでもあると言われている）。

→環境省「サプライチェーン排出量算定の考え方」

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/tools/supply_chain_201711_all.pdf

- 中小企業も、今後のビジネスにおいて対応が必須。リスク回避という「守り」の話だけでなく、新たなビジネスチャンスをつかむための「攻め」の話にもなる。

中小企業がSDG s（環境問題）に取り組む意義

- 誰でもSDG sに取り組むことができる（17の目標すべてについて貢献する必要はない。できることを行う。事業と結び付ける）。
- 目標14（海の豊かさを守ろう）を例に
- 目標14の大きな課題は、海洋プラスチックごみ問題
- 例えば、生分解性プラスチックを開発し、海洋ごみ問題に対して貢献する企業が存在する。
- 他方で、プラスチックをできる限り使用しないようにし、マイスプーン、マイ箸を用意する等、誰でもできることでも取組事例として掲げている企業もある。
- 新しい取組だけでなく、既に行っている事業活動をSDG sと関連付け、その活動を公表することでも、企業価値を向上させることができる。

中小企業が脱炭素経営に取り組むメリット

- 「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック」（環境省）によれば、脱炭素経営には次の5つのメリットがある。 https://www.env.go.jp/earth/SMEs_handbook.pdf

- ① 優位性の構築（自社の競争力を強化し、売上・受注を拡大）
- ② 光熱費・燃料費の低減
- ③ 知名度や認知度の向上
- ④ 脱炭素の要請に対応することによる、従業員のモチベーション向上や人材獲得力の強化
- ⑤ 新たな機会の創出に向けた資金調達において有利にはたらくこと（例：滋賀銀行は温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの生産量又は使用量等に関する目標の達成状況に応じて貸出金利が変更する「サステナビリティ・リンク・ローン」を開始）



抽象的なイメージアップということではなく、具体的にメリットが享受できるように徐々になってきている。

中小企業がSDG s（環境分野）に取り組む上で参考になる制度

- 地方創生SDG s 登録・認証等制度
- 自治体がSDG s に積極的に取り組む地域事業者を「見える化」し、地域金融機関からの融資やビジネスマッチングにつながりやすい環境を促すための制度
- 制度は各自治体により異なる。

この制度に取り組むことで期待される効果の例

- 地方創生SDG s 金融調査・研究会作成「地方公共団体のための地方創生SDG s 登録・認証等制度ガイドライン 2020年度【第一版】」

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_guideline.pdf

- ① 事業を通じたSDG s に関する取組が登録・認証団体によって評価及び「見える化」されることで、SDG s を通じた地方創生への貢献度等が対外的に明示される
- ② 域内外における企業の認知度向上に繋がり、金融機関からの融資機会の拡大や地方公共団体及び民間団体等との連携機会（ビジネスマッチング等）の拡大、人材の確保に向けた機会の拡大等が期待される
- ③ PR効果の向上による事業機会の拡大、入札時の加点（官公庁入札案件等）、他団体とのネットワーキングの機会の提供、地方公共団体及び業界団体等からの事業拡大に必要なスキル構築の支援の提供等

登録認証等制度 構築自治体一覧 (令和4年5月31日時点)

- 添付資料 1

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/toroku-ninsho_list0531.pdf

- 東京都は東村山市
- 近隣だと川崎市、横浜市など。
- 次ページより、川崎市を参照する。

川崎市SDG s 登録・認証制度について

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000126044.html>

- 対象者：登録・認証ともに、「川崎市内で事業活動をしている企業等」及び「川崎市内で活動をしている組織等」
- 登録、認証に際しての料金はかからない。
- 有効期間は、登録又は認証の日から3年間。
- 認証を目指す際には、「社会」「環境」「ガバナンス」「地域」の4つの分野で自己の取組みを評価することになる。
- 川崎市で公表されている申請書の雛型において、これら4つの分野に関する項目や具体的な取組例、その取組がSDG sの目標の何番に貢献することになるのかが示されているため、この表に基づき取組みをチェックし、評価していく（環境分野の取組例等は、次ページのとおりの）。

環境分野の取組例 (川崎市SDGs登録・認証制度)

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000126044.html>より抜粋

ID	分類	項目	取組の具体例	選択番号	関連するSDGsの目標・ターゲット
			※記載してある取組にチェック印してください（あてはまるものすべて）。 一度チェックを外すと、上記の関連制度をチェックしても、自動で反映されない場合がありますので、取組の具体例欄のセルが青く表示された場合は、必要に応じて再度手動でチェックをお願いします。		
KS-E-1	環境マネジメント・コミュニケーション	● 自社・自団体の事業・活動に伴う環境負荷を低減するためのマネジメント体制を構築している。	□ ・「ISO14001」、「エコアクション21」、「KES（環境マネジメントスタンダード）」など、環境マネジメントシステムに関する認証を取得している。		1.5, 3.9, 6.3, 7.2, 7.3, 8.4, 11.6, 12.2, 12.4, 12.5, 12.6, 13.3, 14.1, 14.3, 15.1, 15.2
			□ ・上記の認証は取得していないが、継続的に環境面の活動を改善するための環境マネジメント体制を構築している。		1.5, 3.9, 6.3, 7.2, 7.3, 8.4, 11.6, 12.2, 12.4, 12.5, 12.6, 13.3, 14.1, 14.3, 15.1, 15.2
		● 自社・自団体の環境への取組を開示している。	□ ・ホームページ、環境報告書、CSR報告書などで自社・自団体の取組を公開している。		12.6
KS-E-2	気候変動への取組	● 自社・自団体の事業・活動において、省エネに取り組んでいる。	□ ・省エネ型設備への更新や燃料転換などを実施している。		7.3, 8.4, 9.4, 13.3
			□ ・低公害車・EV・燃料電池車等を導入している。		7.3, 8.4, 9.4, 13.3
			□ ・省エネ運動・節電活動を実施している。		7.3, 8.4, 13.3
		● 自社・自団体の事業・活動において、再生可能エネルギーの利用を進めている。	□ ・太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等を導入（自家消費）している。		7.2, 9.4, 13.3
KS-E-3	水の効率的な利用・管理		□ ・雨水・中水の再利用や節水を促進している。		6.1, 6.4
		● 自社・自団体の事業・活動において、水の効率的な利用・管理を行っている	□ ・事業所からの排水・汚水による水質汚濁防止に向け、法定を上回る取組がある。		6.3
KS-E-4	廃棄物・有害化学物質の管理・3Rの推進	● 自社・自団体の事業・活動において、廃棄物・有害化学物質を適切に管理している。	□ ・リデュース、リユース、リサイクルの推進を行っている。		11.6, 12.3, 12.4, 12.5
			□ ・法令等で規制されている有害化学物質を把握し、使用量の削減及び適切な使用に努めている。		3.9, 12.4
KS-E-5	天然資源・生物多様性への配慮	● 自社・自団体の事業・活動において、天然資源や生物多様性へ配慮している。	□ ・天然資源の持続的利用に配慮した調達を行っている（例：違法伐採がない認証ラベルの付いた木材・木材製品を調達している。）。		12.2, 14.2, 15
			□ ・生物の生息地・希少種の保全・在来種に配慮した植林・植樹活動や、里山保全活動への参加などを行っている。		15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.8
KS-E-6	製品・サービスの提供を通じて、環境問題の解決	● 製品・サービスの提供を通じて、環境問題の改善に貢献している。	□ ・省エネルギー、再生可能エネルギー促進、廃棄物削減、リサイクル、生物多様性保全、海洋プラスチック汚染防止など、大気、水質、土壌の汚染防止や浄化につながる技術・製品を提供している。		6, 7, 9.4, 11.5, 11.6, 12.4, 12.5, 13, 14, 15

★環境分野（KS-E-1 ～ KS-E-6）にチェックがありません。ゴールドパートナー認定の場合、4分野すべてにチェックが必要となります

登録・認証のメリット

① 登録「かわさきSDG s パートナー」

- SDG s の達成に向けて取り組むことを意思表示（宣言）
- 提出様式：第 1 号様式
- メリット：登録証が交付される、パートナー用ロゴが使用できる、「川崎市SDG s プラットフォーム」参加できる、市ホームページ等で事業者名が公表される。

② 認証「かわさきSDG s ゴールドパートナー」

- SDG s への取組を自己評価して今後に向けた目標を設定
- 提出様式：第 1、2、3 号様式
- メリット：認証書が交付される、ゴールドパートナー用ロゴが使用できる、「川崎市SDG s プラットフォーム」に参加できる、市ホームページ等で事業者名と取組内容が公表される、市融資制度「SDG s 取組支援融資」による信用保証料補助が受けられる（※）、市入札契約制度の「主観評価項目制度」における加点が受けられる。

※ 脱炭素に向けた取組など、SDG s に関連する取組を積極的に支援するため、「かわさきSDG s パートナー」認証企業に対し保証料の 1 / 2 を補助する融資制度。

中小企業における具体的な環境対応の例

- 具体的にどのような取組みを行い、チェックしていくか

→エコアクション21ガイドライン（2017年版）の自己チェック表を参照（添付資料2）

https://www.ea21.jp/files/guideline/gl2017/gl2017_kaishaku.pdf

※エコアクション21



環境省が策定した中小企業向け環境マネジメントシステム。

「PDCAサイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組みを自主的に行うための方法を定めている。

エコアクション21では、認証事業者に環境経営レポートの発行が義務付けられている。その際、遵守すべき環境関連法規等を整理する必要がある。

環境関連法規等を検討する際の留意点

- 事業を行うにあたり該当する環境関連法規等を明確にする。
- 検討すべき環境関連法規等の中には、国や府省が定めた法令、政令、省令、自治体等が定めた条例、規則、通達等も含まれる（その他、地域の協定、顧客からの要請、業界団体の取り決め等にも注意）。
- どのような法規等が該当するかは、環境省のホームページ、事業所所在地の都道府県、政令市ホームページで情報収集したり、事業所所在地の地方公共団体に問い合わせること等も一つの方法。
- 環境省ウェブサイト内にある法令・告示・通達に関するページ（「環境法令データベース」 <http://www.env.go.jp/hourei/>）も参考になる。

事業者が遵守すべき法規等の内容

- ① 一般的にすべての事業者が遵守することが求められるもの（多くの法律では「事業者の責務」として規定されている努力義務。遵守しないことに対する罰則規定はなく、一般に訓示規定と言われている）（例：環境基本法、循環型社会形成推進基本法）
 - ② 一定の基準の遵守を求めるもの（例：排水等の排出基準の遵守）
 - ③ 施設や設備、責任者や管理者の選任、届出を求めるもの（例：エネルギー管理員の選任と届出）
 - ④ 計画の策定や届出、実績等の報告を求めるもの（例：エネルギー使用量の定期報告）
 - ⑤ 一定の行為を求めるもの（例：産業廃棄物の管理票（マニフェスト）の交付）
- 等がある。

※ ①以外は、罰則規定があることが多いため、特に留意する必要がある。

取組み—SDG s への貢献—関連法規等の遵守

- 環境分野の取組みをSDG s、更には関連法規等と結び付けて考えていくとどのようになるか

→チェックリストでの見える化（例：添付資料3）。

- 現在、環境分野の取組みをSDG s と関連付けることは様々なところで行われているが、それに加えて、関連法規等との関連性を一覧にまとめることで、SDG s への貢献だけでなく、遵守すべき関連法規等が明確になる。
- 更に、具体的にどのようなプロセスを経て、どのような証拠に基づき、関連法規等を遵守していると判断しているのかを整理していくことにより、検討すべき点が明確になり、明確化された課題に取り組むことにより、コンプライアンス体制を強化していくことができる。

ご清聴いただきありがとうございました

参考URL

- 環境省 「令和3年版環境・循環型社会・生物多様性白書」 第2章 脱炭素社会・循環経済・分散型社会への3つの移行
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r03/html/hj21010201.html>
- 環境省 「サプライチェーン排出量算定の考え方」 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/tools/supply_chain_201711_all.pdf
- 環境省 「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック」
https://www.env.go.jp/earth/SMEs_handbook.pdf
- 地方創生SDGs金融調査・研究会 「地方公共団体のための地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン 2020年度【第一版】」
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/sdgs_finance_guideline.pdf
- 地方創生SDGs金融調査・研究会 「登録認証等制度 構築自治体一覧（令和4年5月31日現在）」
https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/pdf/toroku-ninsho_list0531.pdf
- 川崎市 川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」について <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000126044.html>
- エコアクション21中央事務局 エコアクション21
<https://www.ea21.jp/>
- エコアクション21ガイドライン（2017年版）
https://www.ea21.jp/files/guideline/gl2017/gl2017_kaishaku.pdf
- 環境省 法令・告示・通達
<http://www.env.go.jp/hourei/>